

亀岡市ふるさと住民登録制度設置要領

(目的及び設置)

第1条 亀岡市外に住みながら本市と継続的に関わる意思のある人を“ふるさと住民”として登録し、関係人口の規模や地域との関係性などを把握するとともに、関わりを多様な形でサポートすることで更に関係性を深めてもらい、地域の担い手確保や地域経済の活性化等につなげることを目的に「亀岡市ふるさと住民登録制度」を設置する。

(事務局)

第2条 「亀岡市ふるさと住民」事務局は亀岡市政策企画部企画調整課内(以下「事務局」という。)に置く。

2 事務局は、業務の一部を外部事業者に委託することがある。

3 事務局は、ふるさと住民に対し次の役割を担うものとする。

(1) 亀岡市に関する情報の提供

(2) ふるさと住民への特典・サービスの提供

(3) その他目的達成に必要な活動

(登録資格)

第3条 亀岡市ふるさと住民(以下「ふるさと住民」という。)に登録できる人は、亀岡市外に在住し、第1条に規定する目的に賛同する人とする。

2 ふるさと住民として1年以上登録できる人。

3 未成年者の場合は、親権者等法定代理人の同意を得た者に限る。

(登録手続)

第4条 ふるさと住民に登録を希望する方(以下「登録希望者」という)は、事務局へ登録を申し出る。

2 登録希望者は、申込に当たり、次に掲げる事項に同意する。

(1) 事務局がふるさと住民の住所、氏名、電話番号、メールアドレス等の個人を特定する為に必要な情報を名簿に登録すること。

(2) ふるさと住民登録制度の運営上必要な場合に限り、事務局が前号(1)の会員情報その他本制度において得られた個人に紐づく情報(以下「登録情報」という)を利用すること。

(3) 事務局から登録されたメールアドレス宛てに情報を発信すること。

(4) 登録情報の一部または全部について、国が構築を進める「ふるさと住民登録制度」に連携・移行する場合があること。

(登録費及び年会費)

第5条 ふるさと住民の登録費及び年会費は無料とする。

(会員の届出義務等)

第6条 ふるさと住民は個人情報その他登録申込書の記載内容に変更が生じた場合または登録を抹消する場合は、事務局へ速やかに届け出ること。

(登録の抹消)

第7条 ふるさと住民が事務局に対して抹消届を提出したときは、登録を取り消す。

2 次に掲げる事由に該当する場合は、事務局が登録を取り消すことがある。

- (1)登録申込書に虚偽の記載があった場合
- (2)同一人物による重複登録が確認された場合
- (3)亀岡市内に転入した場合
- (4)市の名誉棄損や公序良俗に反する行為があった場合
- (5)その他市長が必要と認める場合

(規約の変更)

第8条 事務局は、亀岡市ふるさと住民登録制度の運営上必要が生じ、規約を変更した場合は、ホームページへの掲載等の方法により、ふるさと住民に対して変更内容を周知する。

(個人情報の保護)

第9条 事務局は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき個人情報を適正に取り扱い、登録申請に含まれる個人情報を規定に定める目的以外で使用しない。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、「亀岡市ふるさと住民登録制度」の運営に必要な事項は、別に定める。